

学校感染症に関する保健出席停止について

学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則により、生徒がインフルエンザ等の指定された学校感染症^{※表1}に罹った場合(疑い・罹る恐れのある場合を含む)、校長は他への感染防止のために出席を停止させることができます。

対象となる感染症に罹った場合は、HR担任に連絡した上で、医師の指示に従って休養してください。この期間については、通常の欠席からは除外されます。

登校再開時には、医師が証明する「登校許可証」の提出をお願いします。ただし、インフルエンザの場合のみ、「インフルエンザ治癒報告書」を保護者の方が記入して提出してください。なお、その際は登校停止期間を厳守して下さるよう、併せてお願いいたします。

所定の様式は本校ホームページからダウンロードできます。入手できない場合はHR担任にお申し出ください。登校再開時の提出が原則ですが、他への感染の恐れがないと確認がとれていることを保護者の方から事前にご連絡いただければ、後日提出していただいても結構です。(2週間以内に提出してください。)

表1 «学校感染症の種類及び出席停止期間»

区 分	疾病名と出席停止期間	
第1種	治癒するまで エボラ熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、ペスト、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ(H5N1型・H7N9型)、指定感染症、新感染症	
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	5日間の抗菌剤治療終了、または特有の咳が消失するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹発現後5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第3種	髄膜菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	医師が感染のおそれがないと認めるまで コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症(O-157)、その他の感染症 ^{※注1}	

〈注1〉学校教育活動を通じて流行を広げる可能性がある感染症。感染症の種類・地域・流行の状況を考慮し、校長が該当の有無を判断。

《学校感染症にかかったら・・・》

